

入国地点（国際空港、港、駅）で具合が悪い旅行者の管理 暫定ガイダンス

2020年3月19日版

原文（英語）：

Management of ill travellers at Points of Entry (international airports, seaports, and ground crossings) in the context of COVID-19
Interim guidance

19 March 2020

<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/331512/WHO-2019-nCoV-POEmgmt-2020.2-eng.pdf>

背景

国際保健規則（IHR）では、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態への対応において、入国地点（国際交通のある港、空港、駅）の保健当局に、不測の事態に備える効果的な計画および対策をたて、関連する公衆衛生上の対策について各国の IHR 担当窓口と情報交換しておくことが求められている。現在、発生している COVID-19 のアウトブレイクは国境を越えた拡大が認められていることから、入国地点で感染疑い例を検出および管理する必要性が高まっている。

本文書は、入国地点およびあらゆる輸送機関で、具合が悪く COVID-19 感染が疑われる旅行者の検出と管理に関しアドバイスを提供するものであり、各国の優先事項とキャパシティに基づいて実行すべき以下の対策について示す。

1. 入国地点における、具合が悪い旅行者の検出
2. 具合が悪い旅行者からの聴取
3. 具合が悪く、COVID-19 感染が疑われる旅行者に関する注意喚起の報告
4. 具合が悪く、COVID-19 感染が疑われる旅行者の隔離、初期の管理、医療機関への紹介

本暫定ガイダンスは、各国の IHR 担当窓口、入国地点の保健当局および管理者、輸送機関の運行者や他のステークホルダーを対象としている。新たな情報が利用可能になり次第、WHO は、この推奨事項を更新する。

具合が悪い旅行者の入国地点における検出

計画

職員：旅行者の人数や利用頻度、ターミナル施設の複雑さに応じ、トレーニングを受けた人員が

ら適切な人数を当該業務に配置する必要がある。

職員は、いかなる時であっても職員同士や旅行者との距離を少なくとも1メートルとることで、自身を防護するようにトレーニングを受けていなければならない(「物理的距離・フィジカルディスタンスの確保」)。また、入国書類を記入するなど旅行者が入国まで待っている間も、旅行者同士の間隔を1メートルはあけるように促すことも必要である。

多数の旅行者が利用したり、重要なインフラ設備を伴ったりする入国地点(空港など)には、具合が悪い旅行者やCOVID-19感染疑い例が臨床的ケアを緊急に要した場合に職員を手助けする医療従事者(HCW)を少なくとも1名常駐させる必要がある。HCWは、(接触および飛沫予防策とゴーグル/目の防護具使用を徹底するため)推奨の个人防护具(PPE)の支給を受け、本文書に概要を記載する感染予防と制御(IPC)のガイドラインに従わなければならない。

備品：体温でのスクリーニングを実施する場合は、体温を確認するため、ハンディ型または設置型サーモグラフィなどの非接触式温度計を使用すべきである。皮膚や粘膜に触れる必要がある手動の体温計は使用すべきでない。

実施

具合が悪い旅行者は、自己申告、目視による観察、体温測定によって検出できる可能性がある。

- 自己申告：COVID-19に関する旅行者の知識が増えるにつれ、対象を絞った能動的なリスク・コミュニケーションにより、病気の徴候や症状を自覚した旅行者自身が、支援を求めて当局に申し出る場合もある。具合が悪いことを自己申告した旅行者も、同様の手順に従い管理する必要がある。
- 目視による観察：具合が悪く、COVID-19感染が疑われる呼吸器症状のある旅行者を職員が同定する。
- 体温測定：本文書に概要を述べる「新型コロナウイルス2019-nCoVの伝播がない国/地域において入国時スクリーニングの実施を選択した場合の、入国時スクリーニングに関する助言」に従う。

具合が悪い可能性のある旅行者とその同行者は他の人々から離し、1メートルの距離を維持しながら付き添って専用の場所に移動させ、さらに評価する(第4項目を参照)。

具合が悪い旅行者からの聴取

計画

施設：

- 具合が悪い旅行者が問診を受けるまで待機する場所を明確にしておく。ここでは、人々との距離を少なくとも1メートル、確実にあけるようにする。
- この場所は、具合が悪く、COVID-19感染が疑われる旅行者を、問診後に保健医療施設に搬送するまで隔離しておく設備としての能力を有していると理想的である。入国地点における隔離施設の仕様については、第4項目を参照のこと。
- 感染が疑われる旅行者を速やかに保健医療施設に紹介できるように、地域の複数の保健医

療施設と態勢を構築しておく必要がある。

- 感染の疑い例および確定例との接触者を多数収容しなければならない場合に備え、隔離施設も準備しておく必要がある。

職員：

- a) 問診、b) 安全確保、c) 精査のため医療施設への搬送、のそれぞれを担当する職員を明確にし、トレーニングを実施する。
- a) 手指衛生、b) 問診中いかなる時も旅行者との距離を 1メートル確保する方法、c) 旅行者と同行者の懸念への対処 に関し、職員にトレーニングを実施する。
- (呼吸器症状のある旅行者に医療用マスクを提供することにより)感染源を制御することの重要性について、職員にトレーニングを実施する。
- 具合の悪い旅行者に咳エチケット(咳やくしゃみをする時はティッシュペーパーやひじの内側で口と鼻を覆い、ティッシュを捨てた後、手指衛生を行うこと)を指導する方法や、具合の悪い旅行者がマスクを着用する必要性、こまめに手洗いをすることの必要性(特に咳やくしゃみをした後とマスクを触ったり捨てたりした後に)について、職員にトレーニングを実施する。

備品:

- 問診に必要な備品や資材の継続的供給について、必要性を明確にし、調達し、確実に行うようにする。
- 擦式アルコール製剤や石けんと水など、手指衛生用の備品を確実に供給できるようにする。
- (呼吸器症状のある具合の悪い旅行者が着用する)医療用マスクやティッシュペーパーなど、呼吸器衛生用の備品を確実に供給できるようにする。
- 医療用マスクやティッシュペーパーを廃棄する、蓋つきのゴミ箱を用意し、感染性廃棄物の規制に従って当該廃棄物を廃棄する方法を決定しておく。
- 家庭用の洗剤や消毒剤などの清掃用品を確実に用意しておく(詳細は、計画/標準作業手順を参照)。
- 具合の悪い旅行者を隔離する場所には、椅子とベッドを確実に用意しておく。

計画/標準作業手順:

- 具合の悪い旅行者と同行者など、曝露された旅行者を、精査と治療のために保健医療施設に紹介搬送する手順を作成する。
- 問診場所における、高頻度に接触するものの表面や洗面所などについての、清掃と消毒のガイドラインを使用できるようにしておく必要がある。1日に3回(朝、昼、夜)、一般的な家庭用石けんまたは洗剤で洗浄して、すすいだ後、次亜塩素酸ナトリウムを0.5%(5,000ppmに相当、または、漂白剤1に対して水99)含む一般的な家庭用消毒剤を使用する¹。
- 公衆衛生やその他の機関(航空、海運、難民の各当局など)との調整担当者および連絡窓口を指名しておくなど、入国地点での不測の事態に備えた計画およびサービスを策定し、維持する。

¹ 多くの家庭用漂白剤は、次亜塩素酸ナトリウムを5%含有する。特定の漂白剤の希釈倍率の計算法に関する推奨事項

- その他のサービス
- 感染疑い例の保健医療施設への搬送について明確にしておく。
- 旅行者が利用した輸送機関や入国地点における、旅行者が利用した場所の清掃および消毒に関して、推奨される対策を実施できる業者を明確にし、感染性廃棄物の適切な管理が確実にされるようにする。
- 具合が悪く、COVID-19の感染が疑われる旅行者とその同行者を、精査のため保健医療施設に搬送する手順を作成する。

問診の実施

COVID-19に関する問診の内容は、以下の通りである。

- 非接触式温度計を用いた温度測定
- 面接／観察のみによる（職員は身体検査を実施してはならない）、COVID-19感染が疑われる徴候および症状の評価
- 旅行者自身による健康状態自己申告書に基づく渡航／接触履歴、および、回答の評価
- 入国地点の医療従事者による、さらなる観察

旅行者の以下の点を評価する。

- A. 呼吸器感染症の兆候または症状
- a. 38°Cを超える熱または熱っぽい感じ
 - b. 咳
 - c. 呼吸困難
- B. COVID-19の潜在的な曝露履歴
- a. COVID-19の伝播が発生している国での滞在歴が、過去14日以内にある。
 - b. COVID-19の伝播が発生している国での保健医療施設の訪問歴が、過去14日以内にある。
 - c. COVID-19感染が疑われる、又は確定した旅行者との接触歴²が、過去14日以内にある。
 - d. COVID-19の伝播が発生している国での、食用動物を生きた状態で売る市場の訪問歴が、過去14日以内にある。

COVID-19感染が疑われる旅行者は、速やかに隔離し、予め定めた保健医療施設に紹介搬送して精査しなければならない。また、公的保健当局にも通知する必要がある。

具合が悪く、COVID-19感染が疑われる旅行者に関する注意喚起の報告

計画

入国地点の保健当局と運輸部門の職員（例えば、国の航空局や海事局の担当者、輸送機関の運行者、入国地点の管理者）と、国の健康関連サーベイランスシステムの間でのCOVID-19感染疑い例

² グローバル・サーベイランス：濃厚接触

に関する情報伝達の仕組みを構築する。

コミュニケーションの手順と手段

以下に挙げるコミュニケーションの手順および手段を構築する必要がある。

- a. 入国地点の保健当局が、具合の悪い乗客に関する健康情報、文書、報告を輸送機関の運行者から受け、健康リスクの予備的評価を実施し、それに応じて、リスクを最小限にとどめ、制御するための対策を助言する。
- b. 入国地点の保健当局が、具合の悪い乗客の次の入国地点に通知する。
- c. 入国地点の保健当局が、コミュニティ、地方自治体、国の健康関連サーベイランスシステムに、同定した具合の悪い旅行者を報告する。

輸送機関内で具合の悪い乗客が検出された場合の報告

当該国が要求する場合、以下の様式の書類を入国地点の保健当局に提出しなければならない。潜在的な公衆衛生リスクに関する情報収集に、以下の文書は役立つと考えられる。

航空：航空機総合明告書の保健関連の項

すべての航空機に航空機総合明告書の保健関連の項への記入が求められているわけではない場合、COVID-19 の感染が確認されている地域からの航空機には、保健当局が規定するように、提出の義務付けを各国が検討しても良い。当該国は航空機の運行者またはその代理人に、このような要求事項を伝えなければならない。

海運：海運保健明告書

他国から到着するすべての船舶に海運保健明告書が求められているわけではない場合、COVID-19 の感染が確認されている地域から到着したか、そのような地域を通過した国際船舶には、保健当局が規定するように、提出の義務付けを各国が検討しても良い。

具合が悪く、COVID-19 感染が疑われる旅行者の隔離、初期の管理、紹介搬送

隔離および初期の症例管理

COVID-19 への曝露履歴があり、呼吸器感染の兆候および症状を呈する具合の悪い旅行者は、精査のため保健医療施設に安全に搬送できるようになるまで、隔離すべきである。その間、以下のようすべきである：

当該旅行者は、十分に換気できる（可能であれば、ドアや窓を開放するなど）、感染疑い例専用の部屋で待機させる。

- 複数の感染疑い例が 1 つの部屋で待機する場合は、互いの距離を少なくとも 1 メートル

は確実にあけるようにする。

- 感染疑い例専用のトイレがあれば、理想的である。
- このような手順を取ることの必要性に関して、旅行者やその同伴者に情報を提供するとともに、旅行者や同伴者が抱えている懸念に対処する。

感染疑い例に対して、入国地点の職員は以下のように指導する必要がある。

- 保健医療施設への搬送を待っている間、医療用マスクを着用する。
- マスクの表面を触ったり、持ったりしない。マスクの表面に触れてしまった場合は、擦式アルコール製剤または石けんと水で手指衛生を実施し、そのマスクは廃棄する。分泌物でマスクが濡れたり汚れたりした場合は、速やかに交換しなければならない。
- 呼吸器衛生を常に実施する。例えば、マスクを着用していない間に咳やくしゃみをする時は、口や鼻をティッシュペーパーやひじの内側で覆い、使用したティッシュペーパーは捨て、擦式アルコール製剤または石けんと水で手指衛生を行う、などである。
- 他の人も使用する場所は使用しない。

入国地点の職員は、感染疑い例が待機する隔離区域に入らないようすべきである。入る必要がある場合、以下のガイダンスを遵守しなければならない。

- 入室時は、鼻と口を隙間のないように覆った医療用マスクを着用する。マスク着用中、その表面を触ったり、持ったりしてはならない。マスクが分泌物で濡れたり汚れたりした場合は、速やかに交換しなければならない。マスクを外した後は、蓋つきの密閉できるゴミ箱に捨て、擦式アルコール製剤または石けんと水で手指衛生を実施する。
- 隔離室に入国地点の職員が入室する前と退室した後は、擦式アルコール製剤または石けんと水で手指衛生を行う。

隔離区域から出たか、感染疑い例が使用したティッシュペーパー、マスク、その他のゴミは、隔離室の蓋つきのゴミ箱に捨て、感染性廃棄物に関する国の規制に従って廃棄する必要がある。

感染が疑われる旅行者が使用した家具、照明のスイッチ、シンク、バスルームなど、隔離区域で高頻度に接触される表面は、PPE を適切に使用した上で、洗剤で1日に3回（朝、昼、晩）清掃員により清掃する必要がある。

- 一般的な家庭用石けんまたは洗剤で洗浄し、水ですすいだ後、次亜塩素酸ナトリウムを0.5%（5,000ppm に相当、または、漂白剤1に対して水99）含む一般的な家庭用消毒剤を使用する。

COVID-19 の感染が疑われる旅行者が待機する部屋は快適な温度に維持し、座る場所や十分な換気が必要であり、必要に応じて毛布も用意する。また、食料や飲料も適宜提供する必要がある。

具合の悪く、COVID-19の感染が疑われる旅行者を搬送する準備

COVID-19 感染疑い例は、確実に早期治療を行い、入国地点に感染疑い例が密集するのを避けるため、保健医療施設へ迅速に搬送すべきである。

準備には以下が含まれる。

- COVID-19 旅行者の評価、診断、臨床的ケアを行う保健医療施設を明確にする。
- (救急車による) 安全な搬送が確実にできるようにする。
- 感染予防・制御策が取られていること、手指衛生のリソースおよび PPE が使用可能であること、保健医療施設および搬送におけるそれらの正しい使用方法に関して職員がトレーニングを受けていること、を確認し徹底しておく。
- 患者の搬送前に受入保健医療施設に情報を伝える手順を確立する。
- 搬送時の安全に関する問題に対処する。
- COVID-19 感染疑い例のスクリーニングや搬送に関わる職員の体系的な記録を確実にとれるようにする。

救急車および搬送に関わる職員の感染の予防と制御に関する検討事項

搬送に関わる職員は、定期的な手指衛生を実施し、患者を救急車に乗せる時は医療用マスクと手袋を着用する。

- COVID-19 の感染が疑われる患者が直接的なケア（救急車へ乗せる時の身体介助など）を要する場合は、搬送に関わる職員は、PPE に加えて、目の防護具（ゴーグルなど）および長袖のガウンを着用しなければならない。
- PPE は患者ごとに交換し、感染性廃棄物に関する国の規制に従って、蓋つきの容器に適切に廃棄する必要がある。

救急車の運転手は感染疑い例から（1メートルより遠く）離れていなければならない。この距離を維持できる場合は、PPE は必要ない。運転手も患者の乗車を助ける必要がある時は、上の項目で述べた PPE に関する推奨事項に従わなければならない。

搬送に関わる職員は、擦式アルコール製剤または石けんと水を用いてこまめに手指衛生を行い、PPE の着用前と脱衣後も、手指衛生を実施すべきである。

感染疑い例が接触した場所に特に注意を払い、救急車や搬送用車両を清掃・消毒しなければならない。一般的な家庭用の石けんまたは洗剤で洗浄してからすすいだ後、次亜塩素酸ナトリウムを 0.5%（すなわち、塩素濃度 5,000ppm に相当、または、消毒剤 1 に対して水 99）含有する一般的な家庭用消毒剤を用いて、清掃する必要がある³。

³ 次亜塩素酸以外の消毒剤も、表面の消毒に必要な時間でエンベロープウイルスに対しての効果が示されている場合は使用することができる。

WHO は、この暫定ガイダンスに影響を与える可能性があるあらゆる変化に対し、状況の監視を注意深く継続する。変化が生じた場合、WHO は更新版を発表する。そうでない場合、この暫定ガイダンスは発行日から 2 年をもって失効とする。

© World Health Organization 2020. Some rights reserved. This work is available under the [CC BY-NC-SA 3.0 IGO](#) licence.

WHO reference number: [WHO/2019-nCoV/POEmgmt/2020.2](#)